

御登録いただける 事業者様を募集しています！

山形県では若者の定着と産業界の人材確保を目的に、学生時代に奨学金を借りていた方が、登録事業者に就職し県内に居住した場合、県と登録事業者が協力して奨学金の返還を支援する取組を行っています。

メリット 1

新卒者の確保・定着に！

- ☑ 奨学金の返還支援が採用活動の際の企業PRのひとつになります。
- ☑ 一定期間の就業が返還支援の条件のため、早期離職の防止になります。

メリット 2

企業のPRに！

- ☑ 県が作成するチラシで企業名を掲載し、周知します。
(県内高校や県内外の大学等に配布)
- ☑ 県HPで登録企業・団体のアピールポイントを紹介します。

メリット 3

県が支援額の半分＋10万円を負担します！

- ☑ 大学(4年)卒の学生の場合、最大134万8千円を支援。
この場合の負担は62万4千円となります。
- ☑ 支払いは学生の採用から3年経過後になります。

税の優遇
措置あり
ます

お申込み・お問い合わせはこちら

山形県 産業労働部 産業創造振興課 地域産業振興担当

TEL 023-630-2691

FAX 023-630-2128 HP



→詳細は裏面へ

新やまがた就職促進奨学金返還支援事業【企業連携支援枠】 事業の概要

対象企業

- ①県内に事業所を有する法人または個人事業主
- ②県内企業等を中心とした共同体組織または
県内企業等を支援する団体

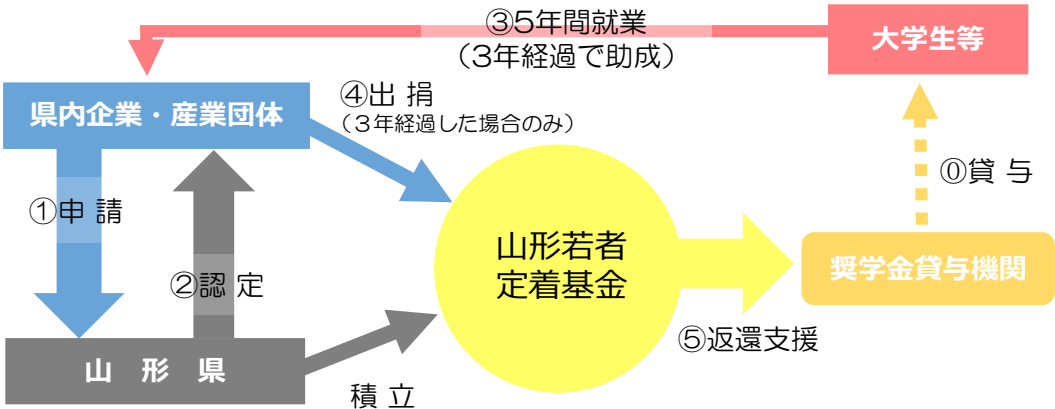
支援 対象者

大学等在学時に奨学金の貸与を受けた方で、大学等を卒業後13か月以内に山形県内に居住・就業し、5年間継続する方（3年を経過した時点で助成を行います。）

返還 支援額

2万6千円×認定年度以降に奨学金の貸与を受けた月数＋10万円
※4年制大学の場合の最大支援額
2万6千円×48か月＋10万円＝134万8千円

事業の流れ (イメージ)



御登録いただいている企業様のお声

長年、大学新卒者の人材を求めてきましたがなかなか結果が出ていない時に、山形県の奨学金返還支援事業を知り登録しました。早速、応募があり令和3年4月に1名採用となり、また令和4年採用枠にも応募があり採用には至りませんでしたが登録の効果には大変感謝しています。



FAXで申請書をご請求する場合は、下記を記入のうえ（023-630-2128）へお送りください。

貴組織名		電話番号	-
所在地	(〒 -)	FAX番号	-
(ふりがな) お名前		部署名	
		お役職	
Eメール			